

令和4年12月定例会

# 総務委員会会議録

12月7日(水)

防府市議会

令和4年第4回定例会 総務委員会会議録

○日 時 令和4年12月7日(水) 午前10時

○場 所 議会棟3階全員協議会

○付議事件

- (1) 議案第78号 指定管理者の指定について
- (2) 議案第79号 防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- (3) 議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (4) 議案第80号 防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- (5) 議案第84号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

○その他 閉会中の継続調査について  
審議会等委員の選出について

---

○出席委員(8名)

総務委員長	高 砂 朋 子
総務副委員長	梅 本 洋 平
総務委員	今 津 誠 一
〃	久 保 潤 爾
〃	曾 我 好 則
〃	松 村 学
〃	橋 本 龍太郎
〃	三 原 昭 治

---

○欠席委員

な し

---

○委員外議員(3名)

清 水 力 志
田 中 健 次
村 木 正 弘

---

○説明のため出席した者（１０名）

総務部次長	永 松	勉
人事課長	大 倉	孝 規
総合政策部長	石 丸	泰 三
総合政策部政策推進監	亀 井	幸 一
総合政策部次長	伊 藤	忍
デジタル推進課長	小 田	至 郎
地域交流部長	杉 江	純 一
地域交流部次長	池 田	晋
地域交流部参事 兼 文化・スポーツ課長	瀬 川	博 巳
おもてなし観光課長	福 谷	英 樹

---

○出席書記

内 田 敦 士

---

午前１０時 開会

○高砂委員長 おはようございます。おそろいですので総務委員会を開会いたします。

本日、執行部におかれましては、能野総務部長及び糸井人事課主幹から欠席する旨の届出がございましたので、御報告をいたします。

付議事件の審査に先立ちまして、先日開催されました委員会において、私どもが正副委員長に選任されましたので、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。この２年間、皆様と共に市政のためにしっかり協議しながら頑張っていきたいと思っております。御指導、御協力のほど、どうかよろしくお願いをいたします。（拍手）

○梅本副委員長 皆さん、おはようございます。このたび副委員長を拝命いたしました梅本洋平でございます。委員長しっかり支えて委員会を運営してまいりますので、御協力のほどお願いをいたします。

以上でございます。（拍手）

○高砂委員長 それでは、さきの本会議において本委員会に付託となりました案件について、審査いたしますのでよろしくお願いをいたします。

なお発言の際は、挙手ののち、マイクを手にとってされますようお願いいたします。

また、本日の進行につきましては、お手元に配付しておりますレジユメのとおりでございますが、(3)の議案第82号と(4)の議案第80号の審査の順番につきまして、議案第82号の定年延長に関する議案を先に審査したほうが、よりスムーズに進行できると判断しましたので、議案第82号を先に審査させていただきます。

---

### 議案第78号 指定管理者の指定について

○高砂委員長 それでは、議案第78号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○池田地域交流部次長 おはようございます。地域交流部でございます。

では、議案第78号指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

本案は防府市まちの駅につきまして、指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、指定候補者選定委員会におきまして、厳正に審査してまいりました。まずは本年7月28日に開催いたしました第1回選定委員会におきましては、申請要項等について協議する中で、現在、同施設の設置目的に沿って最も適切な管理運営ができる法人として、防府市まちの駅の供用開始当初から現在まで安定して運営されてきた実績があり、また、観光宣伝及び観光客の誘致等観光に関する諸施策を行い並びに本市の観光事業の振興と健全なる発展に努めていることなどを目的として設立された、一般社団法人防府観光コンベンション協会であること。また、同協会は本市と観光関連団体と一体となって、観光政策に取り組んでいることから、公募によることなく指定候補者として審査することが決まりました。

その後、9月28日に開催した第2回選定委員会におきまして、同協会の事業計画等について審査した結果、審査基準を満たす評価がなされたため、防府市まちの駅につきましては、一般社団法人防府観光コンベンション協会を、令和5年4月からの3年間につきまして、指定候補者として選定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高砂委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 指定管理者については異論はないんですけど、また新しく再任されるということでお尋ねいたします。いいことであると思っておりますが、観光コンベンション協会の所管の範囲というのは、大分年々広がっているようにお見受けするんですけど、実際、市と

しても観光課として戦略を練っていらっしゃると思うんですけど、観光協会のほうと結構すり合わせをしながら進んでいるように思うんです。

実際、観光課とほぼ一体となってやっているような感じがするんですが、実際どれぐらいの頻度っていいですか、もうしょっちゅう会議しながら、観光コンベンションのビデオとか、今の観光の受入れであったりとか、各種イベント、春夏秋冬の「すごいぞ！」のイベントとかありますよね、観光がやっています。そういった会議というの、年間どれぐらい、昔と比べてどれぐらいやってるのか、これ以外にほかに何か、下請けと言ってはいけないけど、結構観光協会にいろいろ投げていると思うんですけど、新たにこういうのをやってみようとか思っているものがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○福谷おもてなし観光課長 お答えします。

観光コンベンション協会とも、総合計画でも、昨年度から始まりました第3次防府市観光振興基本計画でも、本市の観光を、おもてなし観光課と協会が一体となってやっていくという形になっておりますので、ふだんから出向くこともあれば、直接会って会議を行うこともやっております。月1回、指定管理者も含めた会議とかにも必ず担当係長が出たりとか、そこで情報共有しながら、イベントにつきましても、今、協会のスタッフ自体も、そんなたくさんいるわけではございませんので、プロパー職員に至ってもちょっと少ないような状態でもありますので、こちらでフォローしたりとか、お互いやっておりまして、コンベンション協会自体は、とにかくの情報発信の一元化、動画とか、あと新聞広告打ったりとか、そういうところをやっておりますし、市のほうは市のほうで市広報とか、行政関係の情報発信をしながらやっております。

大きなイベントについては、本当に連携して協力してやっていっているところでもございますので、そこは一体となってやっております。今後もこちらからお願いすることもあるとありまして、コンベンション協会やったほうがふさわしいようなイベントについては、お願いすることも出てこようと思いますし、今後も、先日の9月議会ですか、松村議員から出ました一般質問でもお答えしましたように、令和9年とかのそれぞれ歴史的節目のイベントのときになったら、やはりコンベンション協会だけ、あるいはうちの課だけという話にはならないと思いますので、そこは両輪となって、関係団体とも協力も得ながらやっていこうと、そういう考えでおります。

以上です。

○松村委員 今、市から出向しているのは1人だけだったですよ、確か。最近いろいろ見ると何か業務委託もいただきましたよね。例えばこの秋のイベントでも、もともと観光協

会が主体となってやっていたんですけど、今回は民間企業が入ってやっていると、大分、人数的にも1人ではちょっと不十分なんじゃないかなあと思ったりもしたんですけど、その辺ちょっとまた検討していただいて、もっともっと力を入れて観光盛り上げていきたい。人材の確保というのも大事と思うんです。皆さん仕事、もちろん観光協会の役員の方はやっているわけですけども、やっぱり専従も1人しかいないということで、やっぱりプロパー職員とかもいるのかなあという、さっきおっしゃいましたけど、ちょっと思うので、今後研究していただいたらと思っております。

以上です。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○今津委員 職員の出向という話がありましたけど、私の記憶では前の課長、観光課長、ちょっと名前忘れちゃったけど、彼が出向したということのをちょっと聞いた記憶があるんですけども、今もやっておるかどうかわかりませんが、今さっき言われた出向が1人というのは、そういう形の職員ということですね。

○福谷おもてなし観光課長 お答えします。そのとおりでございます。

○今津委員 今も同じ人が継続してやっているんですか。

○福谷おもてなし観光課長 今は、市の待遇で言えば課長補佐待遇の職員が1名行っております。事務局長として行っております。

○今津委員 それで、うめてらすの経営状況というか、それについてちょっと教えてもらったと思います。もう一点は、指定管理者としてどのような具体的な管理業務をやるのか、そのことについて説明をお願いします。

○福谷おもてなし観光課長 うめてらすの状況でございます。うめてらすの事業として、イベントとかをやっていますけど、うめてらすの主催でやっている事業としましては、毎年4月29日にうめてらすの誕生祭、あとは7月下旬に鱧まつり、あと2月の下旬から3月上旬にかけての梅まつり、この3本が大きなうめてらすの主催イベントとしてやっているとございます。

あと、施設です。うめてらすの中には、いろいろと施設の管理、トイレもありますし、あと貸会議室もあります。20人程度が入れる会議室もありますので、その管理もやっておりますし、あと経営状況としましては、利用料収入として売店が入っております。あとはもう一つスイートホームさんという飲食店が入っておりますが、そちらからも施設利用料というものが入ってきておる、利用料収入です。大体約270万円ほど入ってきているのと、あと貸会議室、あとレンタサイクルのほうもやっておりますので、これのほうも、全体でレンタサイクルが今、うめてらすに22台ほど設置しております、電動アシスト

自転車だとか、普通自転車、二人乗りのタンデム自転車、クロスバイクとか、そういったレンタサイクルのほうもやっているところがございます。

主立ったところで、あと、まちの駅のスタッフとしまして、駅長1人、副駅長1人という形で、あとは事務職員おきながら、観光案内もやっておりますし、動画も流したりしながら、そういう形で施設管理の運営等もやっているところがございます。

以上です。

○**今津委員** 分かりました。参考までに聞きますが、レンタサイクルの利用状況、実際に借りられた方が、どういったところを主に回遊しておられるのか、その辺分かれば説明してください。

○**福谷おもてなし観光課長** お答えします。

レンタサイクルのほうは貸出しの状況からいいますと、直近3年でいきますと、令和元年度は297台、令和2年度が340台、令和3年度が346台ということで、コロナ禍でもありながら、2年度、3年度につれて貸出台数は伸びているというところで、令和元年度にウェブで予約できるシステム、スマホからも予約できるという、そういうシステムを入れている形もあって、人気があるということで、電動アシスト自転車が結構出ているということがございます。

どういうところを回られるかと、ちょっと聞いた話では、うめてらすの方に聞いたら、やっぱり「すごいぞ防府！」4施設、防府天満宮、周防国分寺、毛利氏庭園、ポスター4種類貼っておりますけれども、大体そこがメインで、中には潮彩市場一帯だとか、阿弥陀寺まで、電動アシスト自転車だったら阿弥陀寺までもそんなに苦もなく行けるところがございますので、阿弥陀寺まで足を伸ばされる方もいらっしゃるということがございます。

以上でございます。

○**高砂委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。（発言するものあり）

ただいま田中健次委員外議員から発言をしたい旨の申出がございましたけれども、これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高砂委員長** それでは、田中健次委員外議員。

○**田中（健）委員外議員** 市のホームページに、まちの駅の指定管理についての審査結果というのが公表されておって、得点合計で452.0という数字が出ておりますが、これ今までのこういった審査結果では、何点満点でというふうに記されておったんですけど、今回の分は得点しか示されておらないので、どれぐらいの満足度なのかというのが、ちょっとこの審査結果では分からないんで、1から5の項目、事業計画書の中の基本的事項、

基本的姿勢は適正かとか、順番に書いてありますが、それぞれ何点満点なのか、それで総合点が、これ600点満点なのか、500点満点なのかよく分からないので、それをちょっと教えていただきたいんですが。

○高砂委員長 御答弁はどうでしょうか。よろしいですか。

○福谷おもてなし観光課長 ちょっとすみません。今、手持ちの資料持っておりませんので、後ほどお答えでよろしいでしょうか。すみません。

○高砂委員長 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時18分 開議

○高砂委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、答弁のほうよろしく願いいたします。

○杉江地域交流部長 審査ですけれども、6段階評価になりまして、ゼロもございますので、600点満点で、オール3の70%の210点以上であれば、審査基準の合格ラインということでございます。（後刻訂正あり）

以上でございます。

○高砂委員長 田中議員、よろしいですか。

○田中（健）委員外議員 600点満点で452点ということになると、80点までは、八六、四十八だから、80点平均まで行かないわけですね。452点だから。

そうなる中によったら少し一応の基準はクリアしているんかもしれませんが、この辺問題があるというところもあるんだと思うんです。

それで、前の創業・交流センターのときの評価は、これ500点以上取っていたわけなんですけど、そういうところも、今後は厳しく見て、指定管理者を指導していただきたいということだけ要望しておくのと、それと前の創業・交流センターのときには、600点の（後刻訂正あり）、それぞれの1からこの配点、どこに何点という配点が、それぞれ審査表の中に示されておったんですが、今回もそれと市の統一的なそういった審査要領だから、同じ配点だと思うんですが、それが分かるようにホームページに示していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○久保委員 今、田中委員外議員に言われて、ホームページ調べていて、ほかのものがみつかったんですけど、指定管理者モニタリング票というのがありまして、令和3年度の、



まちの駅の内容を見ますと、利用者満足度がアンケートの回収率が0.07%しかなくて、満足度は49%と、これ今ざくっとほかの施設見たんですけど、ほかは軒並み満足度高いんです。まちの駅は非常に満足度が低いというところで、先ほどの話もありましたけど、やっぱり観光コンベンション協会のほうに、そういったところを、来ていただいた方に満足していただけるような、そういう取組というのを促して行っていただきたいと思います。要望でございますけど。何かありましたら結構です。よろしくお願いします。

○福谷おもてなし観光課長 毎月1回、まちの駅の指定管理者の会議が、先ほども申しましたけど、担当者出ておりますけれども、早速、直近の会議に今度私のほうが出向いて、その辺の指摘も含めた、あと調査も、こちらのほうもしっかりと、そういった資料とかにも、私自身も確実に毎月見ながら、改善を促していきたいと思いますので、これからも努力してまいります。

以上です。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございませんかでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ありませんね。ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第78号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

---

議案第79号 防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○高砂委員長 次に、議案第79号防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、執行部の補足説明を求めます。

○伊藤総合政策部次長 それでは、議案第79号防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は11ページになります。

概要につきましては、お配りしております資料の1枚目に条例のイメージをお示ししておりますが、こちらの条例はスマホやパソコン等を使って、オンラインで行った手続を書面で行ったものとみなす通則条例になります。

国がいわゆるデジタル手続法で行う方法に倣いまして、地方自治体の条例規則等に基づく手続につきましても、申請方法を定めるそれぞれの条例等を一々改正することなく、従来の書面による手続に加えて、オンラインによる申請を可能とするもので、今後の行政手続のオンライン化を担保するために、提出させていただいたものでございます。

資料の2枚目になりますが、令和5年4月1日からオンライン化を予定している手続の一覧をお示ししております。この中で条例規則等に基づくものとしたしましては、今、網かけをしております16項目になりますが、1例として、課税事務関連として納税管理人指定申告書、あるいは消防関連では防火対象物使用開始の届出等がございます。

ちなみに、国のデジタル手続法によるもの、こちらが42件、今ございますけれども、こちらの例としては、子育て関連として保育施設等の利用申込みや、選挙関連の不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書等がございます。

今後は国の手続との関連性の高い手続をはじめ、市民等の利便性の向上、あるいは業務の効率化等の観点から効果が高いと考えられる手続から、優先的に整備を進めていきたいと考えております。

御説明は以上です。

○高砂委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 すみません。不勉強で申し訳ないです。

オンラインで提出する手続で36、7、8番、景観計画区域内における行為の届出とありますけど、うちは条例で別に景観に対して縛りをつけるようなものは、憲章条例みたいなあったかもしれんけど、なかったような気がするんですけど、どういうことなのかちょっと教えてください。

○小田デジタル推進課長 質問にお答えします。

今回は手続の一覧をこちらの表のほうに載せておるところで、あと条例規則等と書いてあるんですけども、今、各条例と規則で定めてあるんです。具体的なちょっと今法令のほうを手元にございませんで、すみません。

○松村委員 あとまた担当の課に聞きます。いいです。確か、昔、景観条例つくろうやというような話があったんですけど、確か、その縛りをかけると地区協定とか、そういうのが必要になって、結局できんよねという話で終わって、特段なんかこんなことせないけんのかなとちょっと思ったので、分かりました。すみません。はい、いいです。

○高砂委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 よろしいですかね。ないようですので、議員間討議を行います。どなたか  
ございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおりこれ  
を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第79号については、全員一致で  
原案のとおり承認されました。

---

議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

○高砂委員長 次に、議案第82号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について、執行部の補足説明を求めます。

○永松総務部次長 総務部でございます。議案第82号地方公務員法の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書では43ページからとなりますが、お手元にお配りしております資料で説明させ  
ていただきます。

本案は、職員の定年年齢を段階的に65歳までに引き上げる地方公務員法等の改正に伴  
い、職員の定年年齢を引き上げるほか、所要の改正等を行うものでございます。

この法の改正に伴い、資料2項にお示ししていますように、定年引上げの人事・給与制  
度に係る防府市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、ほか10条例の改正及び  
防府市職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

それでは、定年延長制度の概要について御説明申し上げます。

資料を1ページめくっていただきまして、1点目、段階的な引上げ期間中の定年年度と  
対象職員についてでございます。職員の定年年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げ  
ることとし、令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳となり  
ます。

2点目、60歳を超える職員の給料月額についてでございます。60歳を超える職員の

月額給料は、当分の間、当該職員に適用される給与表の級号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額といたします。

3点目、60歳に達した職員の退職手当についてでございます。60歳に達した日以後、自己都合で退職した職員の退職手当の基本額については、当分の間、定年退職の支給率、支給月数を適用し、7割水準の給与月額となる場合も、減額前の給与月額で算定いたします。

資料を1ページめくっていただきまして、4点目、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてでございます。役職定年年齢を60歳とし、60歳を超える職員は管理職への昇任はできなくなります。管理職の職員は役職定年により、課長補佐級以下の非管理職に降任することとなります。

5点目、定年前再任用短時間勤務制度の導入についてでございます。60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用をすることができる制度、定年前再任用短時間勤務制度を導入いたします。勤務時間や給与の仕組みなどは、現行の再任用制度と同様でございます。また現行の再任用制度は廃止し、定年が段階的に引き上げられている間は、従前の再任用制度を暫定的に存置し、暫定再任用という制度になります。なお、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用の対象となる職員は、前ページの1点目に図を示しておりますけれども、その図に示すとおりとなります。

最後に、6点目その他として、地方公務員法の改正に伴う条文の整備などを行っております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上で補足の説明は終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高砂委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 こうなってくると、70ぐらいまでは再々再任用というか、ここは再任用にならんから・・・再任用になるようなケースが多くなってくるんじゃないかなと思うんですけど、どのような御見解でしょうか。

○大倉人事課長 今の制度改正につきましては、65歳まで定年が延びるということになります。それ以降は現在でも行っているんですけども、会計年度任用職員という制度がございまして、そちらのほうで対応するような形になります。

○松村委員 となっていくますと、今後65歳定年というのはもう確立した場合ですけど、今後の職員の定員適正化計画にも影響が出るのかなと、だから、今の立場の職員も含めてですけど、結局労働力、マンパワーとして、結果、採用人数が絞られてくるのかなとか、いろいろなんか想定してしまうんですけど、その辺の考えちょっとお聞きしたいと思いま

す。

○大倉人事課長 お答えいたします。

まず、採用についてなんですけれども、退職がない年に採用しないといったことはございませんで、きちんと計画をまず、これから作成するようにはなるんですけれども、平準化して採用するような形にはさせていただくようになります。

また、全体の定員につきましても、改めて定年延長に伴って作成するような形にしておりますので、そのあたりも採用と退職のバランスを見ながら、計画を立てていくようになります。

以上でございます。

○松村委員 もう一回確認しますが、一応だから、平準化という言葉で、当然平準化しということ分かるんですけど、やっぱり入りが今までどおりではなくなるというか、ちょっとは絞られてくるというか、そういう感じになってくるということなんですね。平準化すれば、人間は足りてくるわけですから、当然いっぱい入ってきても、辞めたら補充ということなんでしょうけど、やはり今までのベースで見ると、少し減ってくるのかなと思うんですけど。

○大倉人事課長 そのあたりも、実際、業務量とかを反映しながら、増やすところ、減らすところというのも判断しながら、採用につなげていくような形にしたいと思います。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第82号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第80号 防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○高砂委員長 次に、議案第80号防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につ

いて執行部の補足説明を求めます。

○永松総務部次長 続きますして、議案第80号防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書は29ページからとなりますが、お手元にお配りしております資料で説明をさせていただきます。

本案は議案第82号で提案しております、定年延長制度の導入に伴い高齢職員の多様な働き方を認めるため、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものでございます。

概要につきましては、資料2項にお示ししておりますが、高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限とすること。高齢者部分休業を取得できる職員の年齢は60歳以上とし、取得は60歳に達した日の翌年度の4月1日以後から可能となること。職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、その勤務しない時間に応じ減額して給与を支給することなどとなります。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上で補足の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高砂委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。よろしいですか。

○今津委員 この第3条です。これ私ずっと自分なりに解釈しながら見たのですけども、なかなか理解しづらい、難しい文言になっているんです。ここをもう少し砕いて分かりやすく、説明をしてもらえませんか。

○大倉人事課長 お答えします。その勤務しない1時間につきというところぐらいからになりますでしょうか。（発言するものあり）

給料の月額並びにこれに関する地域手当及び管理職手当の月額の合計の額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除した額を減額した給与を支給する、という項目になりますけれども、こちらが、まず給料の月額並びにこれに地域手当及び管理職手当、実際、防府市のほうでは、この地域手当、管理職手当のほうを支払われることはないんですけれども、この月額の合計に1.2を乗じてというところで、年の給料の合計をまず出します。その額を1週間当たりの勤務時間というのが、7.75時間掛ける5日で38.75時間、これに5.2を乗じたものというのが、およそ1年間の週の数が5.2でございますので、5.2余り週プラス1日になるので、5.2を掛けて割った、これによって時給が出ます。この時給を勤務してない時間、1時間につき減額するような形になります。

以上でございます。

○今津委員 僕は理解が大体できたんですけど、皆さん、ちょっと分からんところはおありになれば、質問されたらどうかと思います。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○今津委員 皆さん、御理解されました。素晴らしいです。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第80号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第84号 防府市体育施設設備及び管理条例中改正について

○高砂委員長 次に、議案第84号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○池田地域交流部次長 続きまして、議案第84号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明いたします。議案書の179ページからとなります。

本案は、人工芝多目的グラウンドの夜間照明設備の改修に伴い、使用料及びその区分を変更するため所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、人工芝多目的グラウンドの夜間照明設備のLED化に伴い、このたびの改修経費、省エネ効率や利用状況などを踏まえ、現行の照明の全灯、半灯の区分を廃止し全灯のみとするとともに、使用料の見直しを行うものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高砂委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。よろしいですか。

○今津委員 それでちょっと私、資料にルクスが表示されたあれがありました、照度、何

だったかな、今までは320とか、今度は200になるとかいうのがありましたよね。それで、そしたら200に一応落ちるということになれば、実際に競技をするのに支障が出ることがないんであろうかという、単純な疑問が湧くわけですけども、実は昨日ちょっと聞いたんです。そしたら夜間に使うケースがもちろんですけども、練習等で使うのがほとんどで、試合で使うというケースが今までにはないということで、200ルクスで事足りるという説明があったんですけども、そうすると今後公式試合とか、そういったものが行われることもあり得るかと思うんですが、そういった際には、照度はアップして使用するということができるのか、どうか、その辺ちょっと説明してください。

○瀬川地域交流部参事 お答えいたします。

一応、今回の整備で全灯のみで200ルクスと、それはマックスの数字になりますので、200ルクスあれば、JIS規格でもあり、日本産業規格の必要な照度を満たしておりますので、仮に試合のほうになったとしても支障はないというふうに今考えております。

以上でございます。

○高砂委員長 よろしいですか。

○杉江地域交流部長 補足ですけども、今までの全灯、半灯区分というのが、全灯であれば320ルクス、半灯であれば160ルクスです。当然全灯になると半灯の倍の料金は3千円幾らかしかかっていたわけなんですけれども、実際の利用率が、全灯の利用率が2%ちょっと切っているぐらいということで、ほぼ全ての利用が半灯です。

ということは、160ルクスで今までほぼ全て賄っていたということでございます。

今回その160ルクスのところを明るくしたと、200ルクスに明るくして安全に使っていただくというところでございます。

全灯区分の利用がほとんどないということで、明るさをまた確保しようとする、要は灯具がまた倍かかってしまったりということで、非常に不効率でございます。

それから、2%の利用でも、電力料金の計算でデマンド料金とかいう考え方がございますので、不必要にほとんど使わないのに、必要以上の経費がかかってしまうということで、他のグラウンドについても、野球場の本格的なところ、西京とかはまた別ですけども、ほぼ200ルクスぐらいで、その1本ということで、特段300、400ルクスといったようなところはございませんので、安心して低価格で利用していただけるということでございます。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。



〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第84号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件について審査を終了いたします。  
(発言する者あり)

そうですか、それではちょっと発言を求めます。

○杉江地域交流部長 議案第78号の指定管理者の指定のところで、選定の際の満点が、私、600点と申し上げましたけども、6段階で。それが1から6というふうに自分早合点してしましまして、ゼロから5で、そのオール3の7割が210点というふうな記事があつて、逆算して600点と申し上げましたけれども、ゼロから5段階評価でしたので、500満点中ということでの452点ということで、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○高砂委員長 500点中ということですね。500満点中と聞こえたものですから、500点中ということに訂正ということによろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)  
分かりました。

それでは、改めまして、以上をもちまして当委員会に付託となりました案件について審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部 退席〕

---

#### 閉会中の継続調査について

○高砂委員長 それでは、委員の皆様には引き続き、閉会中の継続審査について御協議いただきたいと思います。

これまでは、レジュメに記載のとおり8項目を継続審査としておりましたが、いかがいたしましょうか。お手元ちょっと見ていただければと思います。いいですか。どんなですか、いいですか。

○三原委員 消防は、いらんのんじゃないん。都度、説明がありよるじゃん。消防のほう

から進展があったときには説明がある。

○高砂委員長 こないだもありましたね。

○三原委員 だからもう、これはいいんじゃないんかね。これを今から審議して、変えるとか、私らの段階じゃあ・・・私ら聞くだけという話になってくると思うから、必要ないと思う。

○高砂委員長 皆さんどうですか。ここにある消防通信指令業務の共同運用についてを外しますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは7項目ということになります。7項目を委員会の調査事項として閉会中も審査を継続することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 それでは御異議ないものと認めます。よって防府市議会会議規則第108条に基づき議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内をいたしますのでよろしくお願いをいたします。（発言するものあり）

それでは委員外議員よりの発言をしたいとの申出がございましたけれども、これを許可してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 はい、御異議ないものと認めます。田中委員外議員の発言を許可することに決定をいたしました。どうぞ。

○田中委員外議員 すみません、先ほど創業・交流センターの指定候補者の採点では満点が600点と言いましたが、改めて確認したら700点満点でした。

---

#### 審議会等委員の選出について

○高砂委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、次に審議会等委員の選出についてでございますが、お手元の一覧表を御覧ください。一番上です。

さきの議会運営委員会で、総務委員会からは防府市財産処分審議会の委員を1名選出することになりました。つきましては御協議いただきたいと思います。

○今津委員 慣例に従えばいいと思います。

○高砂委員長 改選前は、委員長だったんですけど、委員長としては副委員長を推薦したいと思っているんですけど。（笑声）決しないといけない。どうしましょう。（発言する者あり）はい、一任していただいてもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 では、委員長もしくは副委員長ということで、選任したいと思います。  
以上をもちまして、総務委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 54 分 散会

---

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 7 日

防府市議会総務委員長 高 砂 朋 子